

社会保険ひろしま

第895号

- 【ご案内】 令和5年度の子ども・子育て拠出金率
- 【ご案内】 現物給与価額（食事）が令和5年4月1日から一部改正されます
- 【ご案内】 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大（令和6年10月から）
- 【お願い】 協会けんぽ管掌事業所のご担当者様へ
資格喪失届を提出する際は、健康保険被保険者証を添付してください
- 年金日より
- 令和4年度健康経営優良企業表彰式が行われました
- 知っておきたい！退職後の保険証のこと



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和5年1月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		59,344	58,392
船舶所有者数		256	342
被保険者数	男性	509,422人	379,131人
	女性	334,818人	256,706人
	船員	28,625人	27,349人

日本年金機構からのお知らせ

ご案内 令和5年度の子ども・子育て拠出金率

令和5年4月分（令和5年5月31日納期限）からの子ども・子育て拠出金率は、令和4年度と同率の1,000分の3.6（0.36％）に据え置かれる予定です。

※ 正式な決定は4月1日以降となりますが、決定次第、日本年金機構ホームページにお知らせを掲載します。

ご案内 現物給与価額（食事）が令和5年4月1日から一部改正されます

報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合（現物給与）の価額が改定され、令和5年4月1日から適用されます。

改定後の現物給与の価額は、日本年金機構ホームページの「大切なお知らせ」の「令和5年4月1日から現物給与価額が改定されます。」をご覧ください。

ご案内 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大（令和6年10月から）

令和6年10月から、被保険者数が51人以上の企業等※（現在は被保険者数101人以上の企業等）で働く以下の条件に該当する短時間労働者（パート・アルバイト）の方について、社会保険の加入が義務化されます。

◀ 加入対象（短時間労働者）の要件 ▶

- ◇ 週の所定労働時間が20時間以上
- ◇ 2か月を超える雇用の見込がある
- ◇ 月額賃金が8.8万円以上
- ◇ 学生ではない

※ 厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数（注）が1年のうち6か月以上51人以上となることが見込まれる企業等のことです。

（注）法人事業所の場合は、同一法人格に属する（法人番号が同一である）すべての適用事業所の被保険者数、個人事業所の場合は、適用事業所単位の被保険者数となります。

当該義務化の対象となる可能性がある事業所の事業主様には、後日、個別にご案内させていただくこととしております。短時間労働者に対する適用拡大について詳しくお知りになりたい場合は、裏面下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

お願い

協会けんぽ管掌事業所のご担当者さまへ
資格喪失届を提出する際は、健康保険被保険者証を添付してください

従業員の退職等により、健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届／70歳以上被用者不該当届を提出するときは、健康保険被保険者証の添付が必要です。紛失等により添付ができない場合は、「健康保険被保険者証回収不能届」を必ず添付してください。

<電子申請の場合>

健康保険被保険者証は速やかにご返納ください。返納時には、「確認結果画面（到達番号が表示された画面）」の添付をお願いします。

※ 健康保険高齢受給者証、健康保険特定疾病療養受療証、健康保険限度額適用・標準負担額認定証が交付されている場合は、健康保険被保険者証とあわせてご提出ください。



年金だより

年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、事業所や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金委員は、活動範囲によって『職域型』と『地域型』の2つに区分されており、ここでは事業所内でご活躍いただく、『職域型』年金委員をご案内します。

職域型年金委員について	
委嘱対象者	主に適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方 など
活動範囲	事業所内
主な活動内容	お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いしています。 ●公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示・設置・配架 ●当機構が主催する年金委員研修への参加 ●当機構主催の事業所内における制度周知イベントの開催サポート など

『職域型』年金委員を設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦をお願いします。

出張による年金相談のご案内

一部の年金事務所では、出張による年金相談（年金のお受け取りに関するご相談）を、市区町村役場・市民会館等で開催しています。

※ 事前予約制となっており、定員になりしだい締め切りとなりますのでご了承ください。

「年金委員制度」や「出張相談」の開催場所・日程等の詳細については、下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。
<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



ツイッター 公式アカウント @Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>

協けんぽ 広島支部からの

2023年
3月

加入者の皆様へお知らせいただき
ますようお願いいたします

お知らせ

健康
マインド
かえす



令和4年度

健康経営優良企業表彰式 が行われました

令和5年1月27日(金)、広島県庁で第3回「広島県健康経営優良企業表彰式」が執り行われ、協けんぽ広島支部の「ひろしま企業健康宣言 健康づくり優良事業所」の認定を受け、他の模範となるべき優れた成果をあげた次の3企業が表彰されました。おめでとうございます。



【写真:前列左から】
株式会社マエダハウジング 前田 政登 様、尾崎広島県知事、伊豆養株式会社 伊豆田 康博 様、
公益財団法人中国労働衛生協会 宮田 明 様
【後列左から】
全国健康保険協会広島支部 神田支部長、広島県医師会 魚谷常任理事、広島県健康福祉局 木下局長

表彰事業所様のご紹介

公益財団法人中国労働衛生協会 様



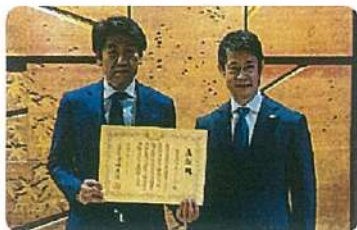
- 内科医師である理事長、保健師、人事労務担当者などで健康経営推進チームを形成し、方針や施策を検討、迅速に実施につなげられる体制を作っている。
- 健康診断結果の分析から抽出された課題（血圧・脂質の有所見率、運動習慣のない職員が多数など）解決のため、運動量をメッツ換算して職員同士で競い合う「チャレンジエクササイズ」を実施。
- 保健師・管理栄養士の担当する健康相談窓口、食生活改善相談窓口を各検診所へ設置。

伊豆養 株式会社 様



- 有所見者へ書面・口頭での受診勧奨を行い、再検査受診にかかる時間を出勤認定。さらに受診後の報告を義務付けている。
- 毎年健康習慣アンケートを実施して従業員の健康意識の把握を行い、結果に応じて取組を実施。
- 健康や運動への意識づけを目的に、病院やジムにも設置されている体成分分析装置を導入。

株式会社マエダハウジング 様



- 自宅で受検可能な唾液によるがんリスク検査を同居の家族を含む希望者に実施し、費用の半額を会社が負担している。
- ヘルスチェックシートで毎日社員の健康状態を把握。
- RPA導入による事務の自動化などのDXによる生産性向上、時間制有休やテレワークの導入によりワークライフバランスを実現。

「ひろしま企業健康宣言」参加事業所を募集しています!

企業（経営者）が従業員の健康づくりに積極的に取り組むことにより、企業の生産性向上やイメージアップにつなげていく「健康経営」が注目されています。まずはその第一歩、「ひろしま企業健康宣言」にエントリーをして、健康経営の取り組みを始めましょう!



詳しくはこちら



知っておきたい!退職後の保険証のこと

ご家族分も併せてご返却ください!

退職後、保険証は必ずご返却ください

保険証が使用できるのは**退職日まで**です。

「被保険者資格喪失届」には、必ず**保険証を添付**して日本年金機構へ提出してください。電子申請をされている場合には到達番号のわかるものを添付して速やかに郵送をお願いします。



退職日の翌日以降に誤って保険証を使ってしまうと、協会けんぽが負担している7~8割分の医療費をお返しいただくことになります。

保険証の適正な使用にご協力をお願いします。



退職後の健康保険について

退職により健康保険の資格を喪失した場合、新たな健康保険の選択肢として以下の3種類があります。

①国民健康保険

お住まいの市区町村役場にお問い合わせください。

②協会けんぽの任意継続

以下をご確認ください。

③ご家族の被扶養者

ご家族のお勤め先にお問い合わせください。

手続き先

お住まいの都道府県の協会けんぽ支部

加入条件

- ①退職日までに被保険者期間が継続して**2か月以上**あること。
- ②退職日の翌日から**20日以内**に協会けんぽへ任意継続資格取得申出書を提出(必着)すること。

保険料

1か月分の保険料額 = 退職時の標準報酬月額(上限30万円) × 都道府県支部(住所地)の保険料率

協会けんぽの申請書はすべて郵送で提出することが可能です。

毎年4月は、窓口が非常に混雑しますので、郵送での提出にご協力をお願いします。

任意継続資格取得申出書の記入方法、添付書類の詳細については、ホームページをご覧ください。



詳しくはこちら

協会けんぽ広島支部からのお知らせ

(2023年3月号)

<発行> 全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル

お問合せ
はこちら

電話番号 082-568-1011(代表)

平日のみ 8:30~17:15

※おかけ間違いにご注意ください



今月の
TOPICS

協会けんぽ広島支部の 保険料率について

令和5年3月分(令和5年4月納付分)からの保険料率が決定しました。

	(令和4年度)	(令和5年度)
健康保険料率	10.09%	→ 9.92%
介護保険料率	1.64%	→ 1.82%

保険料額表はこちら▶

